

職員の退職管理に関する規則

平成28年3月31日
人事委員会規則第25号

職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに職員の退職管理に関する条例（平成28年神奈川県条例第19号）第2条から第4条までの規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 地方公務員法（以下「法」という。）第38条の2第1項及び第60条第4号に規定する人事委員会規則で定める者は、再就職者（法第38条の2第1項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項に規定する子法人は、一の営利企業等（同項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。以下同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める法人は、職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）第7条の5第1項に規定する公庫等とする。

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項に規定する人事委員会規則で定める者は、退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に職員の退職手当に関する条例又は神奈川県企業職員退職手当支給規程（昭和29年神奈川県企業管理規程第11号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項及び第60条第5号に規定する人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 職員の管理職手当に関する規則（昭和33年神奈川県人事委員会規則第15号）別表第1及び神奈川県企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年神奈川県企業管理規程第14号）別表第1に掲げる職のうち、これらの表の区分欄の区分が1種である職（局長（神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和33年神奈川県規則第53号）第3条第1項に規定する局長をいう。以下同じ。）を除く。）
- (2) 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成29年神奈川県条例第68号）第1条の規定による廃止前の神奈川県立保健福祉大学条例（平成14年神奈川県条例第67号）第2条の規定により設置された神奈川県立保健福祉大学の学長及び副学長
- (3) 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）第5条第1項に定める給料表の6号給を受ける職員又は同条第4項の適用を受ける職員の職
- (4) 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）第7条第1項に定める給料表の6号給若しくは7号給を受ける職員又は同条第3項の適用を受ける職員の職

(5) 神奈川県企業職員の給与に関する規程（昭和32年神奈川県企業管理規程第16号）別表第2の6号給又は7号給を受ける職員の職

(6) 警察組織に関する条例（昭和29年神奈川県条例第28号）第2条第2項に規定する部長（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第7条 法第38条の2第4項及び第60条第5号に規定する人事委員会規則で定める者は、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた局長又は前条各号に掲げる職（以下「内部組織の長等の職」という。）が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第8条 法第38条の2第5項及び第60条第6号に規定する人事委員会規則で定める者は、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第9条 法第38条の2第6項第1号に規定する人事委員会規則で定める業務は、第4条に定める法人又は公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年神奈川県人事委員会規則第1号）第2条各号若しくは第4条各号に掲げる法人が行う業務とする。（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条 法第38条の2第6項第2号に規定する人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思量するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第11条 法第38条の2第6項第6号に規定する人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。（再就職者による依頼等の承認の手続）

第12条 法第38条の2第6項第6号の規定による承認を得ようとする再就職者は、人事委員会が別に定める様式に従い、任命権者に申請しなければならない。（再就職者による依頼等の届出の手続）

第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、再就職者から依頼等を受けた場合の届出書（別記様式）により行うものとする。（部長又は課長に相当する職）

第14条 法第38条の2第8項及び第60条第7号並びに職員の退職管理に関する条例（以下「条例」という。）第2条に規定する人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第7条の2第1項、学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）第7条の2第1項及び神奈川県企業職員の給与に関する規程第39条の4第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（内部組織の長等の職を除く。）

(2) 任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に定める給料表の4号給又は5号給を受ける職員の職

(3) 任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に定める給料表の4号給又は5号給を受ける職員の職

(4) 神奈川県企業職員の給与に関する規程別表第2の4号給又は5号給を受ける職員の職

(5) 警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官（警察組織に関する条例第2条第2項に規定する部長を除く。）の職

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第15条 法第38条の2第8項及び第60条第7号並びに条例第2条に規定する人事委員会規則で定める者は、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた前条各号に掲げる職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（管理又は監督の地位にある職員の職）

第16条 条例第3条に規定する人事委員会規則で定める職は、内部組織の長等の職（第6条第6号に掲げる職を除く。）及び第14条第1号から第4号までに掲げる職とする。

（任命権者への再就職の届出を要しない場合）

第17条 条例第3条に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員となるため退職し、引き続き地方公務員又は国家公務員となった場合
- （2）法第3条第3項に規定する特別職（県の特別職に限る。）に属する地方公務員となった場合（前号に掲げる場合を除く。）
- （3）任用期間の定めのない常勤職員として県に採用された場合（任期付研究員の採用等に関する条例第3条又は任期付職員の採用等に関する条例第2条から第4条までの規定により職員として採用された者が離職後再び採用された場合に限る。）
- （4）地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項、任期付研究員の採用等に関する条例第3条、任期付職員の採用等に関する条例第2条から第4条まで又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年神奈川県条例第77号）第9条第1項第1号の規定により県の職員として採用された場合
- （5）法第22条の4第1項の規定により職員として採用された場合
- （6）法第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号又は職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号の規定により県の職員として任用された場合
- （7）法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として県に採用された場合
- （8）地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により移行型一般地方独立行政法人の職員となった場合
- （9）営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（前各号に掲げる場合を除く。）であって、当該地位に就いた日から起算して1年間につき、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第3項第1号括弧書きに規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第86条第2項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額以下の報酬を得る場合

（任命権者への再就職の届出）

第18条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が別に定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条に規定する人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）氏名
- （2）生年月日
- （3）離職時の職
- （4）離職日
- （5）再就職日
- （6）再就職先の名称
- （7）再就職先の業務内容
- （8）再就職先における地位

（知事の公表事項）

第19条 条例第4条第2項に規定する人事委員会規則で定める事項は、前条第2項各号に掲げる事項（同項第2号及び第7号に掲げる事項を除く。）とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月19日人事委員会規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日人事委員会規則第29号）

この規則中第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

附 則（令和元年5月31日人事委員会規則第2号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月24日人事委員会規則第14号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月26日人事委員会規則第31号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和4年3月29日人事委員会規則第14号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月27日人事委員会規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）

附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の規則（以下「新規則」という。）第17条第5号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。

3 この規則の施行前に、令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における新規則第17条の規定の適用については、なお従前の例による。

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

神奈川県人事委員会殿

地方公務員法第38条の2第7項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) () 氏 名	生年月日 (年齢) 昭 ・ 平 年 月 日生 (歳)	
所属	職	職員番号

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) () 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位 (役職等)
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

人事委員会記入欄
受理番号